

新型コロナウイルス感染症感染者・濃厚接触者・感染疑い者(体調不良者)の大会参加に係る日数要件の基本的な考え方

※   は大会参加不可

<感染者>

■症状がある場合

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
-	-	発症日							症状軽快後	← 症状軽快後72時間以上 →			大会参加可能

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
-	-	発症日			症状軽快後	検査① ← 24時間以上 →	検査② ← 24時間以上 →	検査② (陰性) ↓ 大会参加可能

\*)検査①・②は核酸増幅法検査又は抗原定量検査

■症状がない場合

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
-	-	検体採取日 (陽性)								大会参加可能

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
-	-	検体採取日 (陽性)			発症出現								大会参加可能

<濃厚接触者>

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
-	-	発症者の発症						大会参加可能

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日
-	-	発症者の発症		抗原定性検査① 「陰性」	抗原定性検査② 「陰性」 ↓ 大会参加可能

<感染疑い者>

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	
-	-	発症日				症状消失後	← 症状軽快後72時間以上 →			大会参加可能	
						↓ 医師の診断書 ↓ 大会参加可能					

# 新型コロナウイルス陽性者(疑いを含む)の対応の基準

関西ボウリング連盟

1 ページ目の大会参加に係る日数要件の基本的な考え方を参照して下さい

## ①大会の参加について

### 1. 全般

大会参加前に体調不良(例:発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、頭痛、味覚嗅覚の異常など)が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医等の最寄りの医療機関又は受診・相談センターに電話相談の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。

### 2. 感染者への対応

#### 【症状がある場合】

- (1)発症日(症状が出現した日)から 10 日間以上かつ症状軽快後 72 時間経過後
- (2)発症日(症状が出現した日)から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に、PCR 等の検査を行い陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以降に再度 検体採取を行い、陰性が確認された場合は、大会参加を認める。

#### 【症状がない場合】

検体採取日(陽性確定に係る検体採取日)から 7 日間経過した場合は、大会参加を認める。

#### 【無症状者が途中症状が出た場合】

当初無症状の人であっても、途中で症状が出現した場合は、発症日を起算日として 10 日間以上経過後は、大会参加を認める。

### 3. 濃厚接触者への対応

発端となる同居の感染している者が発症する等してから 5 日間経過している場合は大会参加を認める。ただし、2 日目と 3 日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合は、3 日目で大会参加を認める。

※上記のいずれの場合でも、自宅 待機期間が終了した後も 7 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い者との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を徹底する。

4. 感染疑い者(体調不良〔例:発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、頭痛、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者)への対応

- (1) 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している(8 日が経過している:発症日を 0 日として 8 日間のこと)。
- (2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも 72 時間が経過している  
但し、上記 1・2 を満たさない場合であっても、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと(注 1)(注 2)(注 3)を示す医師の診断書があれば、出場(来場)可能。主催者への報告が必要。PCR 検査等が推奨される。

(注 1):「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR 検査等が推奨される。

(注 2):「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

(注 3):医療 機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

- ・会場地に向けて自宅(または準ずる拠点地)を出発する前に検温を行う。
- ・感染等で外出を自粛していた直後の大会参加に際しては、体調に十分注意し、怪我が起こらないようにする。

5. 健康管理アプリ等の行動歴の調査項目に該当がある者への対応

- (1) 感染者と濃厚接触がある場合 上記「感染者への対応」と同様の対応とする。
- (2) 同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる場合 感染が疑われる者の感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合、参加を認める。
- (3) 大会参加日の 14 日前の時点、又はそれ以降に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合政府の入国時の検疫措置で定める条件を満たす場合、参加を認める。

## ②大会開催日体調不良者発生時の対応

- (1) 定義 体調不良者は、発熱(37.5° C 以上)又は健康管理アプリ等の各項目の症状が確認できる者とする。
- (2) 競技会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、原則として会場内への入場を許可せず、帰宅させる。
- (3) 診療・検査医療機関等への移動は、原則、本人の責任で行う。